

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和4年2月17日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場告示第1号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 田中 義克

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

令和4年度 栽培水産試験場 機械設備の運転監視保守点検等施設管理業務

(2) 契約の目的の仕様等

別紙の契約書(案)及び業務処理要領(案)による。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年北海道告示第713号に規定するボイラー等運転操作及び庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) ボイラー等運転及び庁舎等警備業務を営み、資格審査の申請をする日の属する年度の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において、道内において1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(1に定める契約を業務(「ボイラー等運転業務」と「警備業務」の各々をいう。以下同じ。)ごとに別々に契約を締結し履行した場合を含む。)

(5) 胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 入札公告日の翌日から令和4年3月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 持参又は郵送とする。(郵送の場合は、アの申請の時期の最終日午後5時必着とする。)

ウ 申請書類の提出先 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号
道総研栽培水産試験場 総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号

道総研栽培水産試験場 総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号

栽培水産試験場 管理研究棟 1階研修室

(2) 入札日時 令和4年3月14日(月)午後2時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約の締結をしないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、同規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 道総研栽培水産試験場 総務課
イ 住所 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号
ウ 電話番号 0143-22-2320

(5) 前金払

前金払はしない。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取り止め又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。なお、承諾依頼に当たっては道総研が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この入札説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。